

利益誘導政治，構造改革政治，新福祉国家

——所得再分配の三類型と賃金主導型成長の可能性——

関野 秀明

目次

はじめに

第一章 利益誘導政治，構造改革政治，新福祉国家——所得再分配の三類型——

第二章 標準的カレッキアン・モデルにおける政府負債導入——その比較静学——

第三章 拡張モデルにおける政府負債増大の影響——その所得再分配効果——

おわりに

はじめに

「新しい福祉国家」を標榜する渡辺治氏，後藤道夫氏，二宮厚美氏らは，高度成長期以降80年代まで日本の「社会統合」を実現してきた構造が「強力な企業社会+利益誘導政治+未熟な福祉国家」体制であったとしている。終身雇用，年功序列賃金を核とする企業支配と公共事業と各種保護・規制を核とする地域支配が社会保障を一部代替し国民の多数派を惹き付けてきたとしている。そして90年代以降現在に至るまで，グローバル化を原因とする「多国籍企業化+構造改革政治」はこの従来型「社会統合」を激しく動揺させているとされる。

本稿の目的は，企業社会のあり方と並行して，「社会統合」に重大な影響を与えてきた「利益誘導政治」そして「構造改革政治」，さらに渡辺，後藤，二宮氏らが主張する「新しい福祉国家」が如何なる経済成長レジームを可能にしてきたか，しうるか，を理論的に解明することである。つまり過去の「利益誘導政治」，現在の「構造改革政治」，望ましい未来の「新しい福祉国家」の財政構造（誰からどんな方法でとり，誰にどんな方法で再分配するか）が如何なる経済成長レジームと親和的であるか分析する。よって本稿はポストケインズ派の成長レジーム分析を用いる。ポストケインズ派の成長レジーム分析は政府負債による公的支出・需要変化の影響分析に加え，「財政負担と社会的給付・再分配」の相対的關係を社会的間接賃金の所得分配変化として分析に取り込むことが可能だからである。

第一章 利益誘導政治，構造改革政治，新福祉国家——所得再分配の三類型——

1-1 利益誘導政治

高度成長期から80年代まで，財政政策を軸に日本の政治に大きな影響を及ぼした政策体系は「利益誘導政治」と呼ばれる政策である。これは中間層（自営業，中小企業，農家等）に対する戦後日本に固有な対応策であり，「伝統的保守派の利益誘導政治，ケインズ主義的土建国家，開発主義的地域動員等と呼ばれる一連の政策である」（二宮（2002）38頁）。

二宮（2002）によると，この利益誘導政治は5つの内容からなる。「第一に保守政治家が族議員として各種公共事業や補助金，公的投融資を地元引っ張ってくることを条件に集票基盤を整える」という伝統的保守の政治基盤形成である¹⁾。「第二に」「戦後重化学工業化とその上に立脚した輸出主導型経済の産業基盤の整備」「社会資本建設」を担ったことである。これは「高度成長期の地域開発政策」や「七〇年代後半以降の公共事業優先の成長政策」などに現れている²⁾。「第三に」「公共事業における族議員，建設省，ゼネコンのつながりを典型として，政・官・財の鉄のトライアングルを形成」したことである。「国・地方の財政構造に公共事業優先の構造がつくりだされ」「土建国家的ケインズ主義」と呼ばれた³⁾。「第四に」「地域経済に根ざす中間層を，激しいスクラップ・アンド・ビルドの過程を通じてではあるが，再生産する機能を担った」ことである。このことはさらに「保守政治家が農家や中小商工業者を集票基盤にして一定の保護措置をとったこと⁴⁾」「中小企業の存続が輸出主導型成長を遂げる大企業体制の基盤を形成して積極的意味をもってきたこと⁵⁾」「公共事業が地域経済をゆがんだ形ではあれ維持する役割を担ったこと⁶⁾」を含んでいる。「第五に」「中間層の存続を通じて，地域コミュニティの維持にそれなりの機能を果たしてきた」ことである。「防災や治安，相互扶助，町内会・自治会活動，祭りや伝統文化，子育てや老人の世話……中間層はこの地域コミュニティの諸機能に極めて重要な役割を果たしてきた」（二宮（2002）38～39頁）。

以上の利益誘導政治の役割とは，「中間層に対して福祉国家の代替的機能を発揮してきたこと」である。利益誘導政治と結びついた地域中間層は福祉国家よりも土建国家⁷⁾を志向する。つまり「中間集団が地域福祉の担い手として機能するかぎり，福祉国家に対する社会的需要は地域・家族社会内部に封じ込められ」「地縁・血縁の相互扶助が福祉国家の代替的機能を担ってきた」のである（二宮（2002）39～40頁⁸⁾）。

このような「土建国家による福祉国家の代替」故に，日本においては「未熟な福祉国家」が形成されることとなった。後藤（1997）によると一般的な福祉国家の段階規定は二段階からなる。「第一段階」はいわゆるベヴァリッジ・プランの水準であり，ナショナルミニマムを想定したものである。その上で「第二段階」「豊かな社会」段階が存在する。ここでは施策対象が貧困層から中間階層に拡大され，「フォード主義的な蓄積体制との密接な連関の発生」が見られる。大量消費を可能にする所得保障機能をもつのである。その担い手は巨大製造業半熟練労働者層中心の労働組合＋社会民主主義政党であり，社会民主主義的合意が制度化される。そして戦後日本の「未熟な福祉国家」の特徴は「第一段階」水準のころうじての成立と「第二段階」水準の不在・

脆弱+企業社会，利益誘導政治による代替であるとされる（同上，449頁）。例えば，生活保護基準は60年代以降，大幅に引き上げられたが，政策対象を「非稼働世帯」に絞り込み，保護基準以下でも厳しく選別することで保護受給者は減少し続けた。受給世帯における稼働世帯の比率は60年には55%強だったが80年には21.7%となる。生活保護制度は，低賃金層，労働能力ある貧困層の生活保障から切り離されていったのである（後藤（2002）123頁）。

またこのような利益誘導政治は，「累進型の直接税中心の税制」⁹⁾「中央集権的な財政構造」および「大規模な国債発行」に支えられる構造をもっていた（同上，453頁）。関野満夫（2004）はOECD, revenue Statistics 1965～2001，を参考に，日本の法人所得税負担率（対GDP比率）が90年まで4～6%台と高いこと（OECD諸国平均2%台），個人所得税が4～6%台と低いこと（OECD諸国平均10%台），消費課税が3～4%台と低いこと（OECD諸国平均9～11%台）を指摘している（同上，28頁）。歳入における国債依存率は70年に4.2%だったものが75年には25%超，79年の34.7%をピークに80年まで30%前後で推移した（後藤（2002）114頁）。

1-2 構造改革政治

90年代に入り，利益誘導政治は激しく動揺し始める。二宮（1997）はその理由を3つ指摘している。第一に世界経済のグローバル化に伴い，日本の大企業の多国籍企業化が進み，輸出主導型社会経済基盤（地方道路，港湾，ダム等）が過剰・不要化しつつあること。第二に資本・貿易自由化が進み規制緩和が徹底され，農業，商業，流通サービス業などに対する保護政策が撤廃されたこと。そして第三に財政危機の深刻化により，土建国家型公共事業，農業関係予算が見直しとなっていることである（同上，405～407頁）。渡辺（1997）によれば，利益誘導政治は多国籍化した大企業にとって「二重の高コスト体質」という意味をもっている。ひとつは利益誘導政治のための財政膨張，負担増が企業の法人税負担増加，国際競争力低下を招くということである。ふたつは規制と保護による弱小産業の存続が部品調達や賃金面でコスト増加，国際競争力低下を招くということである（同上，57頁）。

よって利益誘導政治からの転換をはかるため「構造改革政治」，なかでも企業負担削減に焦点をあてた「財政構造改革」が推進される。ここで重要なことは渡辺（1997）によれば，「財政再建」と「財政構造改革」とは似て非なるものであることである。「財政構造改革とはたんに歳出を減らし歳入を増やして財政を再建・均衡化させること一般を目的としているのではなく，企業の競争力低下の原因の一つである法人税を減らし，かつ同じく企業の競争力低下の要因となっている弱小産業部門への財政支出を減らすという見地からの歳入・歳出の抜本的見直しという目的をもっている」（同上，59頁）。

この「企業負担削減」という目的に添った財政構造改革は歳出・支出削減対象としての「公共事業改革」「地方行政改革」「社会保障制度改革」，歳入面での「税制改革」により構成される。

まず第一に「公共事業改革」であるが，整備新幹線やウルグアイラウンド農業合意対策¹¹⁾，建設省関係補助金など公共事業費が財政硬直化の最大要因とされる。またこれらのムダが農業，中小企業等，不効率部門，階層を人為的に保護・存続し，新たなムダを生むとされる（同上，60頁）。二宮（2002）によれば，70年代半ば以降，「公共事業の大半が建設国債によって支えられる体制」となり，90年代半ばには国，地方自治体，公団，事業団等の公共投資財源の総額が51.5兆円に達

した。その内の30兆円，6割が公債，借入金依存である（同上，84～85頁）。この公共事業依存型経済が経済効果を発揮すれば（公共事業の刺激→景気回復→経済成長→税収増大→財政赤字縮小），財政危機は深刻化しないはずである。しかし，公共事業の需要拡大効果の限界（建設事業乗数効果の低下），不良債権処理の増加，建設業の過剰能力状態等により，需要・所得の拡大効果は限定され，財政危機は慢性化，累積国債利払いの増加という悪循環が起こった。公共事業改革は「国債新規発行枠30兆円の制限」「道路公団改革・民営化」「地方切り捨てと都市基盤整備」といった具体的な形を取りながら進行している。進藤兵氏によると，行政投資（公共事業）額は93年51兆1270億円から99年44兆7440億円へ削減された（後藤，暉峻，進藤，渡辺（2002）74頁）。

第二に「地方行政改革」¹²⁾であるが，これは財政中に占める地方財政の比率の大きさとその硬直化による企業への高負担を一貫して問題としている。よって地方に対する補助金の見直し，地方交付税の見直しが進められ地方財政の「自立性」が追求される。それは地方財政を地域住民の税負担に直結させることになり，全体としての地方財政膨張を抑制し地域間不均衡を生むが，「地方分権推進」の名のもとに合理化される（渡辺（1997）68頁）。現在の「三位一体」の「地方行政改革」は1.「地方交付税制度抜本改編」，交付税のナショナルミニマムな財政保障機能廃止（自治体間格差調整のみに運用），人口数万以下小規模自治体への交付金削減，2. 国庫補助負担金制度改編（義務教育費国庫負担金削減，介護・保育等福祉事業補助金削減，土木関連事業補助金削減），3. 総削減額の6～8割程度の税源移譲，より構成されている（後藤，暉峻，進藤，渡辺（2002）72頁）¹³⁾。さらに地方財政削減を進めるため「合併特例法」期限を2005年3月とし，自治体数を1000に減らす計画である¹⁴⁾。

第三に社会保障制度改革であるが，先述した利益誘導政治の動揺により増大する福祉需要への対応と「財政構造改革」推進を調和させるため，渡辺（1997）によると次の3つの原則が重要となる。1. 公的保障と私的保障の線引き再検討。これは増大する福祉需要をできるかぎり私的保障によって処理するという考え方である。市民の自助努力，市場原理を基本とし，公的保障は「自己責任の補完としてのナショナルミニマムに限る」としている（経済同友会（1996）「安心して生活できる社会を求めて—社会保障改革の基本的考え方—」3頁）。なおここでの「ナショナルミニマム」とは「生活保護水準」であり，公的年金もこの水準を担当し後は私的年金の範疇とされる。2. 税による公的保障でなく保険原則での対応。「基本的には，国民の普遍的リスクは保険，自助努力の補完としての社会的扶助に近い保障は税と考えるべき」（同上，5頁）。3. サービスの民営化。福祉サービスの提供については，公的措置制度によるのをやめて，市場原理に基づく民間企業の参入を求め，サービスの民営化を追求する（渡辺（1997）71～72頁）。この三原則による「社会保障制度改革」は二宮（1997）によると「80年代：保育・介護の家族責任論」から「90年代：保育・介護の社会的支援論」への大転換にあたる。この「社会的支援論」の特徴はゴールド・プラン，エンゼル・プラン，ノーマライゼーション・プランの「福祉三プラン」に見られるように，社会サービスの絶対量削減を求めないことにある¹⁵⁾。それはかわりに保育・介護の公的責任を希薄化・縮小する目的をもっている。「児童福祉法改正」による保育所措置制度廃止，「介護保険導入」による老人福祉措置制度廃止がこれにあたる（同上，432頁）¹⁶⁾。「措置制度」とは社会サービスの現物供給の制度である。これが廃止されることで財政支出は国・自治体によるサービス調達から消費者への補助金に変質する。利用者の必要にあわせ完結的なサービス現物供給が商品

としての福祉サービス購入における部分的な補助金（介護保険では現行9割補助）に変わることは公的責任体制の決定的な変質・後退である¹⁷⁾。さらに現在、措置制度的性格をかりうじて維持している医療保険制度においても、97年医療保険改悪による患者負担増（本人3割負担）に加え、混合医療導入による医療保障の限定化が企てられている¹⁸⁾。また以上のような福祉サービス供給における公的責任・財政措置を削減しながら高齢化、福祉需要増大を口実にした「高負担路線」が進められている。医療、介護、年金等社会保険料の引き上げとサービス利用者負担増大を通じ、社会保障制度の所得再分配機能を垂直的再分配から水平的再分配に切り替える方向に向かっている（同上、433頁¹⁹⁾）。関野満夫（2004）は、『経済財政白書2002年版』によりつつ所得不平等度を示すジニ係数、およびその租税・社会保障による再分配効果の変化を紹介している²⁰⁾。それによると、家計の当初所得のジニ係数は1980年の0.35から持続的に上昇し98年には0.47となった。さらに同時期の租税・社会保障による再分配後のジニ係数は0.31から0.38に上昇し、再分配後の所得不平等も拡大している（同上、39頁²¹⁾）。

第四に税制改革であるが、所得税の累進緩和や法人実効税率の引き下げが強く求められている。既存税制で「結果の平等」を重んじた政治によって「課税最低限の引き上げによって、多くの無納税者層が生み出された」が、こうしたことは廃止し、「弱者」から徴収し、他方企業ならびに「個人」=上層の「活力」を引き出すような個人所得税の最高税率の引き下げ、累進度のいっそうの緩和、法人実効税率の急速な引き下げがはかられるべき（経済同友会（1997）「戦後日本システムの総決算」8頁）とされる²²⁾。この企業・金持減税、大衆増税への変化により、1990年から2000年にかけてGDPに対する個人所得税の比率は8.1%から5.6%へ2.5%低下、法人所得税は6.5%から3.3%へ3.2%低下、逆に一般消費税は1.3%から2.4%へと1.1%増加した。その結果、日本企業の公的負担水準は国際的に高いとは言えなくなった。法人所得税と社会保障事業主負担のGDP比を見ると、1980年日本が9.2%（法人所得税5.5%、社会保障事業主負担3.7%）、OECD諸国平均が7.0%（法人所得税2.4%、社会保障事業主負担4.6%）であった。しかし、2000年には、日本が8.6%（3.6%、5.0%）、OECD諸国平均が9.3%（3.6%、5.7%）であり、日本の企業負担はOECD諸国平均を下回っている（関野満夫（2004）34頁）。また後藤（1997）は、税制や社会保障制度が所得分配機能として垂直的再分配から水平的再分配にその性格を変質させることに伴い、社会保障・各種公共支出が労働者および中間階層の間での所得の再分配に依存することになると指摘している。そしてこのことが社会保障などの制度内容にかんする国民の合意が困難になる一方、政治的に弱い階層の社会保障・保護を圧縮する圧力になるとしている（後藤（1997）468頁）。

1-3 新しい福祉国家

以上のような「利益誘導政治」「構造改革政治」への対案として「新しい福祉国家」は「公共事業」「地方行政」「社会保障制度」「税制」においてどのような見直し構想を提示しているのか。いかなる財政構造と所得再分配機能が期待されているのか、検討する。

まず第一に「公共事業」の見直しについてであるが、二宮（1997）は新型福祉国家需要の重要な柱として「住宅を典型とした生活基盤保障型の福祉国家要求」を挙げている。都市・住宅問題の深刻化、自然環境問題の悪化、震災による居住コミュニティ崩壊、リゾート開発など乱開発の失敗、米軍基地周辺の耐え難い住宅・生活環境破壊などを教訓に、生活・住環境のアメニティ高

度化を担う公共投資こそ需要が高まっているとされる（同上，414頁）。また後藤（1997）は農業基盤整備という名目での公共事業を産業としての農業保護，国民経済バランス維持の内容に振り向けるべきとしている。農家に向けられた「旧来の政治的保護」という歪んだ投資は「国民経済バランス確保のための産業政策」+「普遍主義的公的社会保障高度化」として再編すべきとされる。地方の農業，都市の中小企業を保護することは国民経済としての連関・均衡を維持する意義があり，この国民経済の一体性を保障する連関・均衡こそ主権国家の経済・社会コントロールの前提，福祉国家建設の前提とされる。農業保護は「農村人口の労働と生活の擁護」「国民経済のバランス維持」「国民の食生活の安全」「国土保全と環境保全の機能」「都市の過密防止」といった課題を達成する要とされる（後藤（1997）470，485，490頁²³⁾）。

第二に「地方行政」改革の見直しについてであるが，後藤（1997）は構造改革政治の進行，旧来の中央集権的財政調整・保護・規制の後退により，国内の地域格差が拡大中であるとしている。農村，産業逃避後の地方都市，大都市内部の低階層地域の放置が進み，その結果，「中央政府との闘争を前提とした，ある種の集団的自助と自前の強力なネットワークの形成」が進まざるを得ないとされる（後藤（1997）476頁²⁴⁾）。このような新しい自治体づくりを二宮（1997）は「福祉自治体づくり」として捉えている。社会サービスは本来地域性を持っており，「ナショナル・ミニマム+地方自治」=「シビル・オプティマム保障（市民生活の最適保障）」が必要とされる。ここでは1. 各地域ごとに多様なサービス保障，2. 社会サービス供給基準の最小限から最適への引き上げ²⁵⁾，3. 社会サービス供給主体にはゆとりが必要なこと²⁶⁾，という三条件が本来福祉には必要だからである（二宮（1997）428頁）。

第三に「社会保障制度」改革の見直しについてであるが，地方においては公共事業，補助金，地方交付税等を軸とした「利益誘導政治」が「構造改革政治」により衰退させられる。それに従い，雇用・所得は減少し，地域共同体的，家族的つながりの解体が進行する。片働き家族モデル，女性が家事・育児・介護を押付けられ福祉を代替する生活は経済的に成立困難になり，農業以外での共働き家族モデルへ移行していく。このような変化は福祉需要のあり方として「イギリス型所得保障とスウェーデン型社会サービス保障との二重の課題」を形成する。ながらく「利益誘導政治」が支配していた地域社会においても，家族賃金の動揺，男女共働きの増大という2つの傾向が同時に進行している以上，「所得保障プラス社会サービス拡充」型に向けた社会保障制度の見直しが必要なのである。

第四に「税制改革」の見直しであるが，これは社会保障制度の本質を垂直的所得再分配を通じた社会的間接賃金増加，「豊かな社会」の実現と捉え直す「見直し」である。まず消費税を引き下げ大衆課税を緩和し，所得税・法人税を通じた垂直的所得再分配のウェイトを引き上げる。所得不平等化の進行に対応して，「公平の原則」つまり応能負担の租税体系再構築が課題となる（関野満夫（2004）45頁）。次に社会保障財源に占める社会保険のウェイトを低め，利用者自己負担割合を下げた上で公費（租税）投入の割合を高める。また多国籍企業・金融グループが課税を回避する諸手段を封じていかなければならない（後藤（1997）473頁）。

第二章 標準的カレツキアン・モデルにおける政府負債導入——その比較静学——

標準的カレツキアン・モデルの基本性格とは「長期でより高い実質賃金はより高い能力利用度、より高い蓄積率、より高い利潤率を生む」ことである。本章のテーマは、この標準モデルに社会保障費支出を想定した係数、政府負債 b を導入した場合の影響を調べることである。以下の標準モデル分析は Lavoie (1992), Ch. 6-3, The kaleckian growth model: The stagnationist version に依拠して行う。この標準モデルにおいて、政府負債増大と賃金主導型経済成長レジームとの親和的關係をまず明らかにする。

2-1 政府負債 b を導入した貯蓄関数、有効需要曲線

まず最初に政府負債 b を考慮した貯蓄関数を導出する。

有効需要式は $I=S$ (投資=貯蓄), s_p : 貯蓄性向 Π : 粗利潤量より $I=s_p\Pi$ (1)

この動的バージョンであるケンブリッジ方程式は $I/K=s_p\Pi/K$ より

$$r=g/s_p \quad (2)$$

ネオケインジアン・モデルにおいて、蓄積率 g は外生化されている。よってケンブリッジ方程式は完全に有効需要概念を表現していると解釈しうる。カレツキアン・モデルにおいては、その重要な特徴は投資関数にある。よってケンブリッジ方程式は貯蓄関数として再解釈されねばならない。式(2)より成長タームで捉えた貯蓄関数は次のようになる。

$$g^s=s_p r \quad (3)$$

ここで政府負債は貯蓄を吸収するので政府負債を差し引いた貯蓄関数は、

$$g^s=s_p r - b \quad (4) \quad b: \text{総資本ストックにおける負債の割合。}$$

つづいて利潤率 r そして稼働率 u を含み成長率 g を内生変数とする標準的カレツキアン線形投資関数は、 γ : アニマルスピリッツ g_u : 投資決定における稼働率に対する反応係数 g_r : 投資決定における利潤率に対する反応係数とすると、次のとおりである。

$$g^i=\gamma+g_u u+g_r r \quad (5)$$

この貯蓄関数(4)と投資関数(5)を合成し有効需要曲線 (Effective demand curve) を導出。

$$r^{E.D.}=(g_u u+\gamma+b)/(s_p-g_r) \quad (6)$$

この有効需要曲線は、経済の総支出、総需要条件を表している。

2-2 利潤マージン m を導入した利潤費用曲線

次に経済の総生産、総供給水準を表す利潤費用曲線 (Profits cost curve) を導出する。

国民勘定 (national accounting) より産出額=賃金コスト+資本利潤 よって

$$pq=wL+rpK \quad (7)$$

p : 価格水準 q : 実物産出 w : 名目賃金率 L : 労働雇用水準 r : 利潤率 K : 実物資本ストック

$$\text{書き換えると } p=w(L/q)+rpK/q \quad (8)$$

ここでブルーカラー層の可変労働 (L_v) だけでなく，固定労働 (L_f) を導入する労働雇用量は $L=L_v+L_f$ (9)

完全能力利用での産出 q_{fc} であらわした能力利用度（稼働率） $u=q/q_{fc}$ (10)

資本・能力比率 $v=K/q_{fc}$ (11)

可変労働の平均ないし限界生産性 $y_v=q/L_v$ (12)

現行産出額より産出能力に依存した固定労働生産性 $y_f=q_{fc}/L_f$ (13)

完全能力利用時の固定労働と可変労働の比率（一定） $f=y_v/y_f$ (14)

(8)に(9)を代入し書き換えて(15)を得る。 $p=w(1+f/u)/y_v+rpv/u$ (15)

式(15)は産出1単位あたりの労働コストと利潤の関係で表される価格であり，右辺第1項は現行稼働率における単位平均コストである。

この(15)を利潤率 r の方程式に書き換え，実質賃金率で表す利潤費用方程式を得る。

$$r=u/v[1-(w/p)(1+f/u)/y_v] \quad (16)$$

カレツキアン・モデルは粗利潤マージン m で表現される。そのため価格設定方程式を導入せねばならない。ここでは単純な，単位直接コストへのマークアップ方法を適用する。

$$\text{マークアップ価格設定方程式} \quad p=(1+\theta)w/y_v \quad (17)$$

$$\text{カレツキの「独占度」} \quad m=\theta/(1+\theta) \quad (18)$$

$$(16)に(17)(18)を代入・整理し利潤費用方程式 \quad r^{P.C.}=u(m/v)-(1-m)f/v \quad (19)$$

2-3 標準モデルにおける政府負債 b 増大の影響

カレツキアン・モデルの優れた特徴のひとつは，変化する係数（例： m ， b ）が2つの方程式のどちらかでしか表れないということである。この特徴こそ「標準」モデルである理由であり，比較静学を容易にする。ここでは係数 b 変化の影響を確かめるため，曲線がどちらにシフトしたか知る必要がある。

Fig. 2-1. グラフの上部分にあるように，政府負債 b の増大は有効需要曲線 E. D.(6)の上方シフトを導く。結果はより高い u ， r である。 $r=[(g_u u + \gamma + b \uparrow)/(s_p - g_r)] \uparrow$ (6)

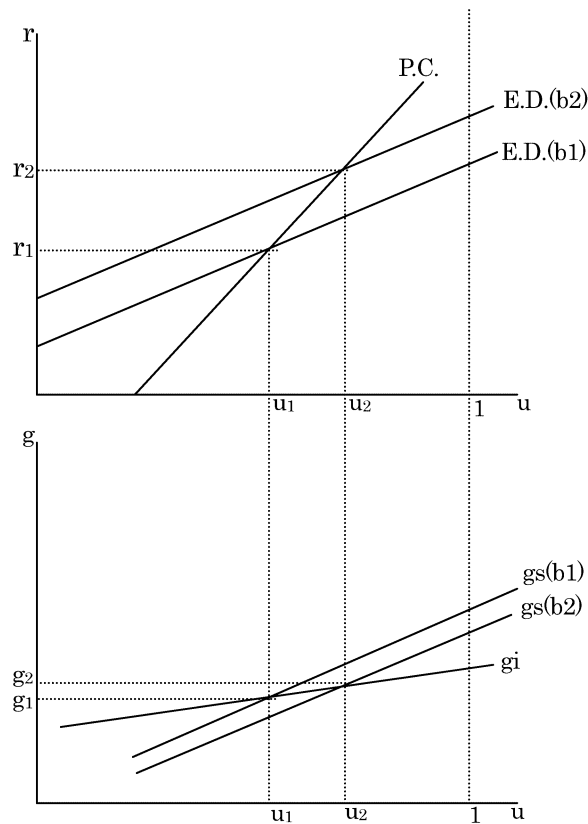
Fig.2-1. グラフの上部分において，貯蓄関数 g^s (4)に利潤費用曲線(19)を代入し， u の関数形にした貯蓄関数を求めると次の貯蓄関数(20)になる。

$$g^s = s_p [u(m/v) - (1-m)f/v] - b \quad (20)$$

政府負債 b 増大は g^s (20)を下方シフトさせる。結果はより高い u ， g である。

$$g^s = [s_p \{u(m/v) - (1-m)f/v\} - b \uparrow] \downarrow \quad (20)$$

以上から標準的カレツキアン・モデルにおいて政府負債 b 増大は有効需要曲線の上方シフト，貯蓄関数の下方シフトを導き，より高い稼働率，利潤率，蓄積率をもたらすことが明らかである。またこのモデルは標準的カレツキアン・モデルの基本的性格「節約の逆説」「コストの逆説」を保持していることも明らかである。貯蓄性向 s_p 増大で貯蓄関数 g^s は上方シフト，有効需要曲線 E. D. は下方シフトし，より低い稼働率，利潤率，蓄積率をもたらす。実質賃金上昇・独占度 m 低下で貯蓄関数 g^s は下方シフト，利潤費用曲線 P. C. も下方シフトし，より高い稼働率，利潤率，蓄積率をもたらす。

Fig. 2-1. 政府負債 b 増大による u , r , g 増大

(Lavoie (1992) p. 314, Fig. 6.8 を参考に筆者作成)

第三章 拡張モデルにおける政府負債増大の影響——その所得再分配効果——

3-1 政府負債 b 増大による利潤マージン変化——その利潤圧縮と有効需要効果

これまで標準的カレツキアン・モデルの前提の下、政府が負債 b を運用して社会保障費支出等で有効需要効果を発揮するメカニズムを確認してきた。しかしながら、長期にわたって負債 b の費用調達を無視することはできない。

この負債 b の費用調達について、想定し得る方法は2つである。

①負債 b の費用調達が基本的に労働者階級の負担により賄われる方法。同じ社会保障サービスを受けるために、労働者階級が負担する社会保険料、自己負担料金、大衆への水平的課税が増加するケースである。この場合、相対的に（あるいは絶対的にも）資本家階級・企業が負担する社会保障費が軽減されることで、社会的間接賃金の引き下げが行われる。

②負債 b の費用調達が基本的に資本家階級・企業の負担により賄われる方法。同じ社会保障サービスを受けるために、企業が負担する社会保険料、法人・資産家への累進的課税が増加するケースである。この場合、資本家階級・企業が負担する社会保障費の増大により労働者への社会的

間接賃金の引き上げが行われる。

いずれのケースにおいても，企業と労働者との直接賃金交渉を通じた所得分配ではないが，社会保障制度を通じた所得再分配を通じ実質賃金率・独占度 m は変化する。そうすればネオ・マルクシアンの Bhaduri & Marglin (1990) らの主張する通り，費用の変化は有効需要の変化だけでなく投資決定における利潤圧縮効果の変化として作用する。 b の増大と m の変化は貯蓄関数と利潤費用曲線だけでなく投資関数と有効需要曲線にも同時におよび，ここに標準モデルは拡張モデルに変化することになる。本章の目的は，政府負債 b 増大が①利潤マージン m を増大させるケース，②利潤マージン m を低下させるケース，それぞれにおいて貯蓄関数，投資関数，利潤費用曲線，有効需要曲線をそれぞれ「どのような方向に」「どれくらい」影響（シフト）させるか，確認することである。そして結果として，政府負債 b 増大とそれによる社会的間接賃金の増減が賃金主導型成長レジームの成立条件を高めるのか低めるのかの一般的傾向を明らかにすることである。

3-2 ケース①政府負債増大，利潤マージン増大，社会的間接賃金低下の u ， r への影響

最初に標準モデルを拡張モデルに移行するため（所得再分配による利潤圧縮効果を考察するため），利潤マージン m を取り込んだ新投資関数を設定せねばならない。これは標準モデルの投資関数(5)に利潤費用曲線(19)を代入し求められる(21)である。

$$g^i = \gamma + g_u u + g_r [u(m/v) - (1-m)f/v] \quad (21)$$

この投資関数(21)と貯蓄関数(4)の合成により新しい有効需要曲線(22)が得られる。

$$r^{E.D.} = \frac{g_u u + \gamma + g_r [u(m/v) - (1-m)f/v]}{s_p} \quad (22)$$

このモデルの安定性条件は「有効需要曲線の傾き」<「利潤費用曲線の傾き」より

$$g_u < s_p (m/v) \quad (23)$$

このモデルにおいて政府負債 b 増大により有効需要曲線は上方シフトする。(22)を b で偏微分すると $dr^{E.D.}/db = 1/s_p > 0$ (24)

つまり政府負債 b 1単位の投入により，有効需要曲線は $1/s_p$ の幅で上方シフトする。

この b 増大が労働者負担で行われる場合，社会的間接賃金低下，実質賃金率低下（より高い m ）は何をもたらすか。このケースが標準的カレッツキアン・モデルの性格を持つとすれば m 上昇で稼働率，利潤率は低下すべきである。しかし，そのような結果は以下に示す条件下でしか起こらないであろう。

$$E.D.(22)とP.C.(19)を m で偏微分すると $dr^{E.D.}/dm = g_r(u+f)/s_p v > 0$ (25)$$

$$dr^{P.C.}/dm(u+f)/v > 0 \quad (26)$$

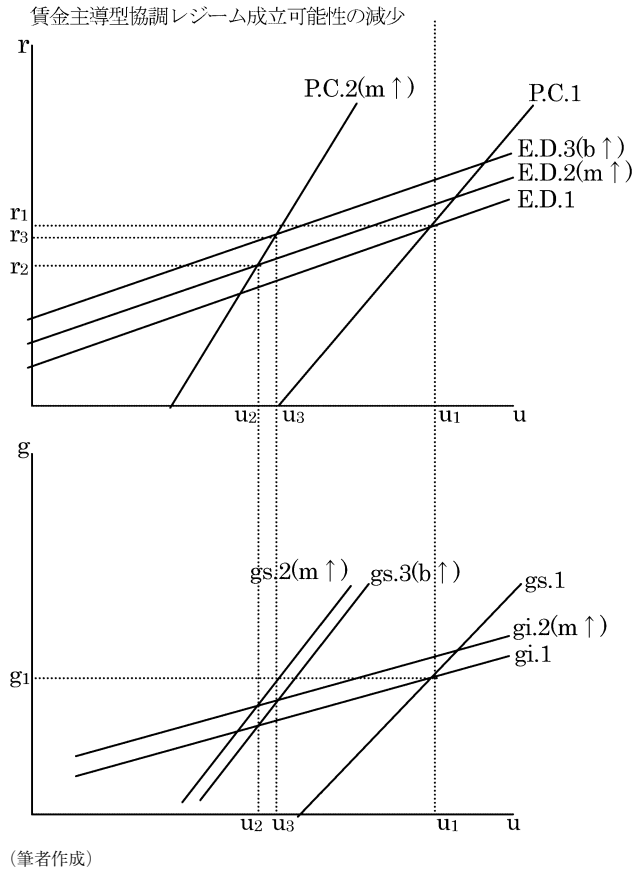
ここで Fig. 3-1 上に見られるように P.C. 1 と E.D. 1 で与えられた一定の u に対して，もし [m 増大による P.C. 曲線の上方シフト幅] が [b 増大と m 増大による E.D. 曲線の上方シフト幅の合計] より大きくシフトするのなら，稼働率 u は低下する。

このことは，(24)+(25)<(26) つまり次の(27)が成立すれば発生する。

$$g_r < s_p - v/(u+f) \quad (27)$$

次に r に何が起こるかを分析するために(22)と(19)を r の関数に書き換える。

Fig. 3-1. b 増大, m 増大による u, r, g 低下



$$u^{E.D.} = \frac{s_p - \gamma - b - g_r [u(m/v) - (1-m)f/v]}{g_u} \quad (28)$$

$$u^{P.C.} = \frac{rv + (1-m)f}{m} \quad (29)$$

(28)を b で偏微分すると $du^{E.D.}/db = -1/g_u$ (30)

(28)(29)を m でそれぞれ偏微分すると $du^{E.D.}/dm = -g_r(u+f)/vg_u$ (31)

$$du^{P.C.}/dm = -(u+f)/m \quad (32)$$

Fig. 3-1. 上より実質賃金率下落の結果として利潤率 r が下がるためには、[m 増大による P. C. 曲線の上方シフト幅] が [b 増大と m 増大による E. D. 曲線の上方シフト幅合計] より大きい必要がある。

これは成立条件として (30)+(31) < (32) より $g_u > g_r(m/v) + m/(u+f)$ (33)

(23)の安定性条件とこの条件式(33)とを結合すると

$$g_r(m/v) + m/(u+f) < g_u < s_p(m/v) \quad (34)$$

この(34)の初項と終項とを比較し書き換えると次の条件式 $g_r < s_p - v(u+f)$ (35)

この条件式は条件式(27)と同じである。

以上の諸条件は, b 増大とそれによる m 増大が r の低下, u の低下を導くことを意味し, それは Fig. 3-1. (P.C.2, E.D.3) より明らかである。よって b 増大とそれによる m 増大が起こったとき, 標準的カレッツキアン・モデルに対し, ネオ・マルクシアンが想定 (直接賃金交渉による m 上昇) するより, さらに強い制約が存在することを結論できる。

もし g_r が $s_p - v/(u+f)$ に比べて「さらに」小さければ (直接賃金交渉による m 上昇だけなら $g_r < s_p$), 実質賃金率低下で稼働率 u は低下する。

もし g_u が $g_r(m/v) + m/(u+f)$ に比べて「さらに」大きければ (直接賃金交渉による m 上昇だけなら $g_u > g_r(m/v)$), 実質賃金率低下は利潤率 r の低下を導く。

また(23)の安定性条件を満たすために, g_u は大きすぎることはできない。

3-3 ケース①政府負債増大, 利潤マージン増大, 社会的間接賃金低下の u, g への影響

Fig. 3-1. 下において, このモデルの安定性条件は「投資関数の傾き < 貯蓄関数の傾き」より $g_u < s_p(m/v)$ (36) これは安定性条件(23)と同じ。

貯蓄関数(20)を b で偏微分すると, $dg^s/db = -1$ (37)

つまり政府負債 b 1 単位の投入により g^s (20) 曲線は 1 の幅で下方シフトする。

この b 増大が労働者負担で行われる場合, 社会的間接賃金低下, 実質賃金率低下 (より高い m) は何をもたらすか。このケースが標準的カレッツキアン・モデルの性格を持つとすれば m 上昇で稼働率, 成長率は低下すべきである。しかし, そのような結果は以下の示す条件下でしか起こらないであろう。

投資関数 g^i (21) と貯蓄関数 g^s (20) を m で偏微分すると, $dg^i/dm = g_r(u+f)/v > 0$ (38)

$dg^s/dm = s_p(u+f)/v > 0$ (39)

ここで Fig. 3-1. 下に見られるように g^i と g^s で与えられた一定の u に対して, もし [m 増大による g^s 曲線上方シフト幅から b 増大による g^s 曲線下方シフト幅を差し引いた全体としての g^s 曲線上方シフト幅] が [m 増大による g^i 曲線上方シフト幅] よりも大きくシフトするならば, 稼働率 u は低下する。

このことは (39)-(37) > (38) より, $g_r < s_p - v/(u+f)$ (40) これは(27)(35)と同じ。²⁹⁾

次に成長率 g に何が起こるかを分析するために投資関数 g^i (21) と貯蓄関数 g^s (20) を g の関数に書き換える。 $u^s = \frac{v(g+b) + s_p f(1-m)}{s_p m}$ (41) $u^i = \frac{v(g-r) + g_f(1-m)}{(g_u v + g_r m)}$ (42)

(41)を b で偏微分すると $du^s/db = v/s_p m$ (43)

(41)(42)をそれぞれ m で偏微分すると, $du^s/dm = -(u+f)/m$ (44)

$du^i/dm = -\frac{s_p g_r v(u+f)^2 + (u+f)(g_r + s_p v^2) + v}{g_u s_p (u+f)}$ (45)

Fig. 3-1. 下より実質賃金率下落の結果として g が下がるためには, [m 増大による g^s 曲線上方シフト幅から b 増大による g^s 曲線下方シフト幅を差し引いた, 全体としての g^s 曲線上方シフト幅] が [m 増大による g^i 曲線上方シフト幅] よりも大きくシフトするならば, 成長率 g は低下する。これは成立条件として (44)-(43) > (45) より

$g_u > g_r(m/v) + m/(u+f)$ (46) これは(33)と同じ条件式である。

(36)の安定性条件と条件式(46)を結合すると、

$$g_r(m/v) + m/(u+f) < g_u < s_p(m/v) \quad (47) \quad \text{これは(34)と同じ。}$$

この(47)の初項と終項を比較し書き換えると次の条件式 $g_r < s_p - v/(u+f)$ (48)

これは条件式(27)(35)(40)と同じ。

以上の諸条件は、 b 増大とそれによる m 増大が g の低下、 u の低下を導くことを意味し、それは Fig. 3-1. 下 (g^2 , g^3) より明らかである。よって b 増大とそれによる m 増大が起こったとき、標準的カレツキアン・モデルに対し、ネオ・マルクシアンが想定(直接賃金交渉による m 上昇)するよりさらに強い制約が存在することを結論できる。

もし g_r が $s_p - v/(u+f)$ に比べて「さらに」小さければ(直接賃金交渉による m 上昇だけなら $g_r < s_p$)、実質賃金率低下で稼働率 u は低下する。

もし g_u が $g_r(m/v) + m/(u+f)$ に比べて「さらに」大きければ(直接賃金交渉による m 上昇だけなら $g_u > g_r(m/v)$)、実質賃金率低下は成長率 g の低下を導く。

また(36)の安定性条件を満たすために、 g_u は大きすぎることはできない。

3-4 ケース②政府負債増大、利潤マージン低下、社会的間接賃金増大の u , r への影響

前節では政府負債増大による社会保障費支出が労働者負担、社会的間接賃金低下により賄われる場合を分析した。結果としてこのケースは賃金主導型の協調的成長レジームの成立可能性をより一層狭隘、困難にするものであることが明らかとなった。それでは全く反対に、政府負債 b 増大部分を企業が負担し社会的間接賃金、実質賃金率を増加させる場合(より低い m)で何が起こるであろうか。ここでは Fig. 3-2. 上に見られるように、P.C.1とE.D.1で与えられた一定の u に対してもし [m 低下によるP.C.曲線の下方シフト幅]が [m 低下によるE.D.曲線の下方シフト幅から b 増大によるE.D.曲線の上方シフト幅を差し引いた、全体としてのE.D.下方シフト幅]より大きいシフトであれば、稼働率 u は上昇する。このことは(26)>(25)-(24)つまり次式(49)が成立すれば発生する。³⁰⁾

$$g_r < s_p + v/(u+f) \quad (49)$$

次に r に何が起こるか分析するため $U^{E.D.}$ (28)と $U^{P.C.}$ (29)を用い分析する。

$U^{E.D.}$ (28)を b で偏微分したものが³⁰⁾。

$U^{E.D.}$ (28)と $U^{P.C.}$ (29)をそれぞれ m で偏微分したものが³¹⁾(31)(32)。

Fig. 3-2. 上より b 増大、 m 低下の結果として、利潤率が上がるためには、 [m 低下によるP.C.曲線の下方シフト幅]が [m 低下によるE.D.曲線の下方シフト幅から b 増大によるE.D.曲線の上方シフト幅を差し引いた、全体としてのE.D.下方シフト幅]より大きいシフトであれば、利潤率 r は上昇する。

このことは(32)>(31)-(30)つまり次式(50)が成立すれば発生する。³¹⁾

$$g_u > g_r(m/v) - m/(u+f) \quad (50)$$

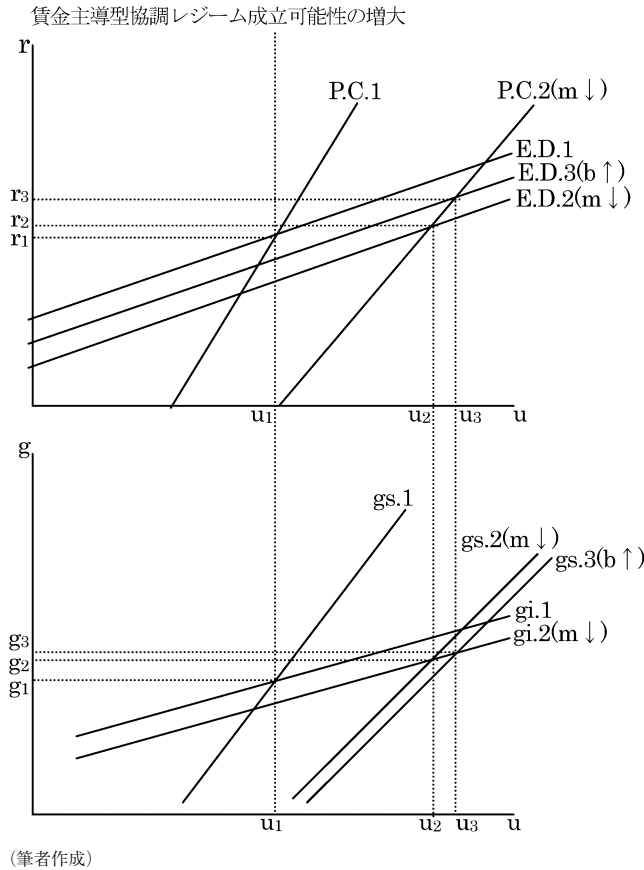
(23)の安定性条件とこの条件式(50)とを結合すると、

$$g_r(m/v) - m/(u+f) < g_u < s_p(m/v) \quad (51)$$

この(51)の初項と終項を比較し書き換えると次の条件式 $g_r < s_p + v/(u+f)$ (52)

これは条件式(49)と同じ。

Fig. 3-2. b 増大, m 低下による u, r, g 増大



以上の諸条件は b 増大とそれによる m 低下が r と u の増大を導くことを意味し、それは Fig. 3-2. 上 (P.C.2, E.D.3) より明らかである。よって b 増大とそれによる m 低下が起こったとき、標準的カレツキアン・モデルに対し、ネオ・マルクシアンが想定 (直接賃金交渉による m 低下) する「強い制約」は、むしろ緩和されることを結論できる。

もし g_r が s_p に $v/(u+f)$ を加えた範囲の大きさよりも小さい値でさえあれば (直接賃金交渉による m 低下だけなら $g_r < s_p$)、実質賃金率上昇で稼働率 u は上昇する。

もし g_u が $g_r(m/v)$ から $m/(u+f)$ を差し引いた範囲の大きさよりも大きい値でさえあれば (直接賃金交渉による m 低下だけなら $g_u > g_r(m/v)$)、実質賃金率上昇は利潤率 r の上昇を導く。

また賃金主導型成長レジームを守る上で鍵となる g_u の大きさは、ネオ・マルクシアンの想定する $g_r(m/v)$ よりさらに小さい $g_u > g_r(m/v) - m/(u+f)$ の範囲でよいため、(23)の安定性条件をより満たし易くする。

3-5 ケース②政府負債増大, 利潤マージン低下, 社会的間接賃金増大の u, g への影響

Fig. 3-2. 下において、このモデルの安定性条件は「投資関数の傾き < 貯蓄関数の傾き」より $g_u < s_p(m/v)$ (36)

g^s (20)を b で偏微分すると(37)

この b 増大が企業負担で行われる場合、社会的間接賃金増大、実質賃金率増大 (より低い m) は何をもたらすか。このケースが標準的カレッキアン・モデルの性格を持つとすれば m 低下で稼働率、成長率は上昇すべきである。この結果は以下に示す条件下で発生する。

投資関数 g^i (21)と貯蓄関数 g^s (20)を m で偏微分すると、それぞれ(38)(39)

ここで Fig. 3-2. 下に見られるように g^i 1 と g^s 1 で与えられた一定の u に対して、もし [m 低下による g^s 曲線下方シフト幅に b 増大による g^s 曲線下方シフト幅を加えた全体としての g^s 曲線下方シフト幅] が [m 低下による g^i 曲線下方シフト幅] よりも大きくシフトするならば、稼働率 u は低下する。

このことは (39)+(37)>(38) より $g_r < s_p + v/(u+f)$ (53)

これは(49)(52)と同じ条件式³²⁾。

次に g に何が起こるかを分析するために g^s (20)と g^i (21)を g の関数に書き換えた(41)(42)を用いる。

(41)を b で偏微分したものが(43)

(41)(42)をそれぞれ m で偏微分したものが(44)(45)

Fig. 3-2. 下より実質賃金率上昇の結果として g が上昇するためには、 [m 低下による g^s 下方シフト幅に b 増大による g^s 下方シフト幅を加えた全体としての g^s 下方シフト幅] が [m 低下による g^i 下方シフト幅] よりも大きくシフトする必要がある。

これは成立条件として (44)+(43)>(45) より $g_u > g_r(m/v) - m/(u+f)$ (54)

これは条件式(50)と同じ。

(36)の安定性条件とこの条件式(54)とを結合すると、

$g_r(m/v) - m/(u+f) < g_u < s_p(m/v)$ (55) これは(51)と同じ

この(55)の初項と終項を比較し書き換えると次の条件式 $g_r < s_p + v/(u+f)$ (56)

これは条件式(49)(52)と同じ。

以上の諸条件は b 増大とそれによる m 低下が g と u の増大を導くことを意味し、それは Fig. 3-2. 下 (g^i 2, g^s 3) より明らかである。よって b 増大とそれによる m 低下が起こったとき、標準的カレッキアン・モデルに対し、ネオ・マルクシアンが想定 (直接賃金交渉による m 低下) する「強い制約」は、むしろ緩和されることを結論できる。

もし g_r が s_p に $v/(u+f)$ を加えた範囲の大きさよりも小さい値でさえあれば (直接賃金交渉による m 低下だけなら $g_r < s_p$)、実質賃金率上昇で稼働率 u は上昇する。

もし g_u が $g_r(m/v)$ から $m/(u+f)$ を差し引いた範囲の大きさよりも大きい値でさえあれば (直接賃金交渉による m 低下だけなら $g_u > g_r(m/v)$)、実質賃金率上昇は成長率 g の上昇を導く。

また賃金主導型成長レジームを守る上で鍵となる g_u の大きさは、ネオ・マルクシアンの想定する $g_r(m/v)$ よりさらに小さい $g_u > g_r(m/v) - m/(u+f)$ の範囲でよいため、(36)の安定性条件をより満たし易くする。

おわりに

これまで本稿では「利益誘導政治」「構造改革政治」「新しい福祉国家」の財政構造を概略として明らかにした。

「利益誘導政治」は公共事業，補助金・地方交付税，各種保護・規制という土建国家的歪みと不効率を伴いながら社会保障を代替する形で所得の再分配を行ってきた。そのための財源は「大規模な国債発行」と「累進型税制」により大企業・高額所得者により負担されてきた。このような財政構造・再分配構造は，標準的カレッキアン・モデルおよびその拡張モデルの結論からすると大きな政府負債の効果，およびその政府負債が企業により多く負担される効果により賃金主導型成長レジームの成立可能性を高める。ただし，この「大きな政府負債」・支出は土建国家的歪み・不効率により福祉国家と比べ代替的で限定的な所得再分配効果しか持ち得なかった（第二章2-3と第三章3-4および3-5ケース②の中間形態）。

「構造改革政治」は公共事業改革，地方行政改革，各種規制緩和・保護撤廃，民活型福祉改革（措置制度から補助金へ）で財政支出を見直しつつ国際競争力強化のための法人・金持減税に回している。また少子高齢化や雇用・労働条件の悪化による福祉需要の増大は社会保険料・自己負担増加，給付削減，大衆課税強化など「逆進型税制」で賄われる。このような財政構造・再分配構造は，標準的カレッキアン・モデルおよびその拡張モデルの結論からすると限定された政府負債の効果，およびその政府負債が労働者・国民に負担される効果により賃金主導型成長レジームの成立可能性を著しく困難にし利潤主導型成長を促進する（第三章3-2および3-3ケース①）。

「新しい福祉国家」は社会サービス給付型の公共事業（公共住宅供給），福祉を軸とする地方自治の拡充，所得保障＋社会サービス保障型の社会保障改革によって直接的な所得再分配を目標とする。またそのための財源は社会的責任に則った「累進型の税制」により大企業・高額所得者により多く負担されることを想定している。このような財政構造・再分配構造は，標準的カレッキアン・モデルおよびその拡張モデルの結論からすると大きな政府負債の効果，およびその政府負債が大企業により多く負担される効果により賃金主導型成長レジームの成立可能性を高めるものと考えられる（第三章3-4および3-5ケース②）。

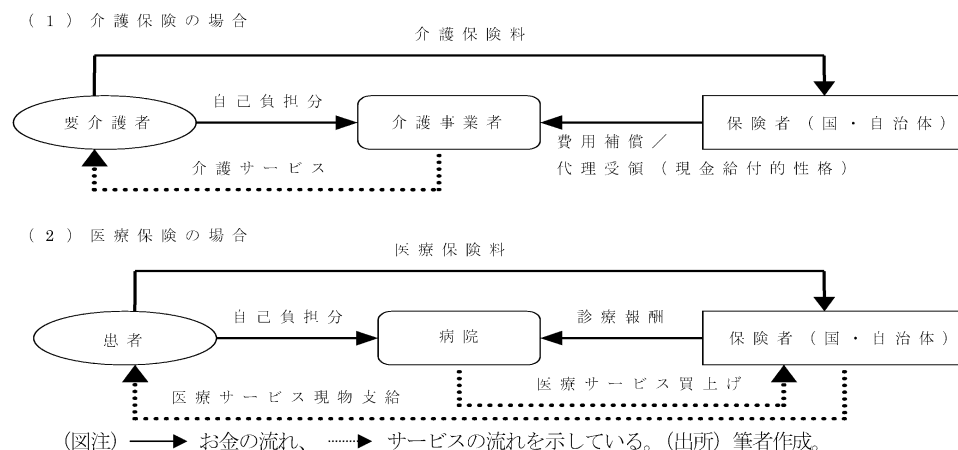
注

- 1) 後藤道夫氏は，公共事業費（政府＋自治体）の概算水準を70年：約5兆円，75年：約17兆円，80年：約28兆円，85年：約27兆円，90年：約37兆円，95年：約50兆円としている。また社会保障支出の概算水準を70年：約1.5兆円，75年：約5兆円，80年：約11兆円，85年：約14兆円，90年：約17兆円，95年：約21兆円としている（同上，15頁）。また後藤（2002）は，行政投資（公共事業）額の対GDP比率が58～61年で6%，62～70年で8%，71～80年で10.8%としている（後藤，暉峻，進藤，渡辺（2002）93～4，113頁）。
- 2) 渡辺治氏は，利益誘導政治を企業社会統合に組み込めない農村，都市自営業者の統合，「開発主義統合」と呼称し，それは50～60年代に経済成長基盤育成を担った前期統合と70年代に非効率産業への補助を担った後期統合とに分けられるとしている（後藤，暉峻，進藤，渡辺（2002）25頁）。

- 3) 進藤兵氏は「開発主義レジーム」の第一の柱として「中央事業官庁の開発主義型中央集権制」を挙げ、その中でも個別事業官庁による「機関委任事務+国庫補助金」事業の増大を指摘している。機関委任事務は52年9月時点で277件、65年4月時点で535件、70年6月時点で645件、77年6月時点で726件と増加し、内容も文部、厚生、農林によるナショナルミニマム構築から通産、建設による「開発の道具」へと変化したことを指摘している(後藤、暉峻、進藤、渡辺(2002)33, 36頁)。
- 4) 暉峻衆三氏は、高度成長期に国家予算の1割が農林関係予算に当てられ、そのうちの4割強が土地改良・農業基盤整備等の公共事業であり土建業が盛んになったこと、自民党の政権基盤強化につながったことを述べている(後藤、暉峻、進藤、渡辺(2002)28頁)。
- 5) 後藤(1997)は高度成長期の農業生産保護、軽工業・地場産業保護は輸入代替的性格によって外貨流出を抑え、重化学工業部門の生産財輸入への外貨割り当てを可能にすることで、重化学工業部門の合意を得やすかったとしている(同上、456頁)。
- 6) 暉峻衆三氏は、70年代にはコメ過剰、米価低落、農業経営の採算性悪化、「農業の危機」にもかかわらず、兼業・農外所得の増大により農家所得は都市勤労世帯所得と均衡ないし若干上回る状況が続く、「農家の危機」にはならなかったとしている(後藤、暉峻、進藤、渡辺(2002)32頁)。また後藤(2002)によると、農業所得が農家の所得に占める比率は、1965年の50%から70年には32%に下がっている(同上、103頁)。
- 7) 関野満夫(2004)は、「一般政府総固定資本形成(公共事業費一用地費)」のGDP比が欧米諸国において2001年においても2~3%台なのに対し、日本が5%弱を占め、格段に公共事業費が多いとしている。また日本の政府最終消費支出と社会保障移転は2000年時点でも欧州大陸諸国の5~7割程度の水準としている(同上、27~28頁)。
- 8) 後藤道夫氏は、この点につき次のように述べる。「結局、国民に対する国家の支援は、企業、業界、地域経済を通じて非常に間接的なかたちで行われる。福祉国家が直接的な支援をするのと対照的です」(後藤、暉峻、進藤、渡辺(2002)18頁)。
- 9) しかしながら、大企業に対しては貸倒れ準備金制度など各種引当金制度、特別償却制度、各種税額控除など租税特別措置がとられた。1965年には租税特別措置による減税額は、直接国税比19.9%に達した(後藤(2002)95頁)。
- 10) 関野満夫(2004)は、利益誘導政治期の日本財政の特徴(相対的に大きな法人所得税、小さな個人所得税)を次のような理由によるとする。1. 欧州福祉国家と比べ社会保障給付が少ないため個人所得税・消費課税負担が求めにくかったこと、2. 大きな公共事業費は民間の投資基盤形成につながったので大きな法人所得税負担を求めやすかったこと、である(同上、28~29頁)。
- 11) 暉峻衆三氏によると、ウルグアイラウンド交渉は93年12月に合意に達し95年には国内助成削減、価格政策からの撤退、関税化を軸とするWTO農業合意が成立した。その代わりに95年以降6年間にわたり総額6兆1千億円のウルグアイラウンド対策費が計上された(後藤、暉峻、進藤、渡辺(2002)70頁)。
- 12) 進藤兵氏は地方行政改革の流れを1. 80年代「臨調行革型」期、2. 90年代「地方分権から市町村合併」期、3. 「小泉構造改革」期に整理している。1では地方財政、公共事業の総額抑制方針の一方、第三セクター型の開発が活性化する。2では90年代初めの新行革審で国の事務・権限の地方移管、受け皿としての市町村合併推進、道州制、地方間格差是認などが提起され、95年、地方分権推進委員会設置、99年には「市町村合併特例法」大改定がなされる。3では「国庫補助負担金制度、地方交付税制度、国から地方への税源移譲の三位一体」改革が軸となる(後藤、暉峻、進藤、渡辺(2002)71~72頁)。
- 13) 二宮(2004)は2004年度予算編成内の「三位一体の改革」の現状を、1. 国家負担・補助金の1兆円削減と代替財源として臨時的所得譲与税6560億円、2. 交付税など一般財源2.9兆円削減、3. 地方への税源移譲先送り、という「さんざん結果」としている(二宮(2004)22頁)。
- 14) 行方久生氏は2003年現在で市町村に対する地方交付税が総額10兆円、うち693の市に対し4.8兆円、

2500の町村に対し5.2兆円としている。そしてこの町村部の人口は2700万人であり，1万人未満の自治体に2.9兆円が投入されているとしている（行方，二宮，後藤（2003）25～26頁）。

- 15) ゴールド・プランは1989年に高齢化対策の基本計画として策定され，1994年より新ゴールド・プラン，2000年よりゴールド・プラン21に改定されてきた。在宅福祉対策，老人福祉施設整備，ホームヘルパー養成などを柱としている（厚生労働省（2000）「今後5カ年間の高齢者保健福祉施策の方向」）。エンゼル・プランは1994年に少子化対策の基本計画として策定され，2000年より新エンゼル・プランに改定されてきた。保育サービス，子育て支援サービスなどを柱としている（厚生労働省（1999）「新エンゼル・プランについて」）。ノーマライゼーション・プランは1995年より障害者対策の基本計画として策定され，2003年より新ノーマライゼーション・プランに改定されてきた。在宅サービス，施設サービス，予防・リハビリ，雇用促進，ホームヘルパー養成などを柱としている（厚生労働省（2003）「新障害者プランについて」）。
- 16) 児童福祉法は97年6月に大改定された。そこではエンゼル・プランに沿って保育サービスの量的拡充を進めつつ，措置制度から契約・選択型利用への切換えが容認されている。保育予算は「公立の保育所運営財源としての措置費」から「民営含む様々な保育所利用者への補助金」へ性格を変えつつある（二宮厚美（1996）「21世紀福祉戦略と保育制度改革問題」『賃金と社会保障』96年11月下旬（No. 1190）号，9～18頁）。
- 17) 介護保険制度に見られる補助金的性格とは次のように示すことができる。



- 18) 混合医療は，現在の措置制度・現物給付としての医療保険制度において例外的な保険外診療サービス：「特定療養費払い」を拡大し，自由契約・選択に基づく保険外診療を相対的に増やしていくことである（二宮厚美・横山寿一（2004）「日本の社会保障の再構築をどう構想するか」『経済』2004年1月号（No. 100）62頁）。
- 19) 2004年度の年金制度改革は次のような特徴をもっている。1. 消費税増税を前提にした2009年からの国庫負担二分の一への引き上げ。2. 厚生年金保険料を2017年度まで毎年0.354%づつ，18.35%まで引き上げ。3. 「マクロ経済スライド」により被保険者減少，平均余命の延びに自動的に対応して，年金給付額を現役世代所得の59.4%から50.1%に減額。4. 老年者控除廃止，公的年金等控除縮小で65歳以上夫婦世帯受給者課税最低限度を285万円から205万円に引き下げ（河村健吉（2004）「年金改革をどう見るか 政府案の成立過程と問題点」『経済』2004年3月号（No. 102）35～36頁）。
- 20) ジニ係数は分配が完全平等ならば0，完全に不平等ならば1，1に近いほど所得分配の不平等度が高いことを示している。
- 21) この所得再分配後の不平等拡大について関野満夫（2004）は次のような事実を指摘している。「とくに重要なのが再分配の効果を示す再分配係数では，租税は80年の5.4%から98年には1.3%へと一貫して低下しており，その再分配効果をほとんど消失している」（同上，39頁）。

- 22) 実際、99年には所得税・住民税のフラット化、最高税率65% (所得税50%, 住民税15%) から50% (所得税37%, 住民税13%) への引き下げが実施された。また法人税率も98年から34.5%, 99年から30%に引き下げられた (関野満夫 (2004) 33~34頁)。
- 23) 行方氏は、都市のサステナビリティ・再生産が農村の確立、そのための都市から農村への経済的還流、といった社会・経済システムを条件としているとしている。また都市と農村を切断しそれぞれの地域を受益者負担で運営することは「非常に無理がある」としている (行方, 二宮, 後藤 (2003) 37頁)。
- 24) 後藤氏は、共産党与党の自治体が2003年時点で102, うち市21, 町村81, 1996年以降に成立したものの69とし、「昔の革新自治体の頃と違って都市部ではなく農村が多い」としている。行方氏は、この「第二期革新自治体」の成功パターンとして①農村部で地方行革・自治体合併に反対する幅広い共同の成立, ②尼崎市のような開発主義破綻=財政危機を住民福祉削減で乗り切る地方行革に反対する幅広い共同の成立, 総じて新自由主義改革への正面からの抵抗を挙げている。反対に構造改革政治と区別の難しい、ムダな公共事業中止という旧来型の政策を強調し過ぎた京都の事例を「従来型の限界」と指摘している (行方, 二宮, 後藤 (2003) 32, 38頁)。
- 25) 行方氏は、新潟県加茂市での、特養ホーム待機者ゼロ, 介護一部負担金ゼロ, それらを実現するためにも交付税削減, 自治体合併に反対するまちづくりを紹介している (行方, 二宮, 後藤 (2003) 27頁)。
- 26) 二宮氏はこの反対の事例としてベネッセによる三鷹市の公立保育所受託経営を挙げる。ベネッセは保育士を全員1年契約年収200万円前後の契約社員とした。この保育民営化 (公共性後退) はベテランの保育士による技能蓄積でなく保育のマニュアル依存を進め (専門性低下), 保育士の収入と待遇を劇的に切り下げることで官民通じた地域の労働条件悪化も懸念される。これらは公共性, 専門性, 地域性を結んだ問題であることが指摘されている (行方, 二宮, 後藤 (2003) 42~43頁)。
- 27) 式24+式25<式26より, $1/s_p + g_r(u+f)/s_p v < (u+f)/v$ ($u+f=A$ より) $1/s_p + g_r A/s_p v < A/v$ これは $v/s_p + g_r A/s_p < A$ すなわち $v + g_r A < A s_p$ よって $g_r < s_p - v/A$ これは $g_r < s_p - v/(u+f)$ 式27である。
- 28) 式30+式31<式32より, $-1/g_u - g_r(u+f)/v g_u < -(u+f)/m$ ($u+f=A$ より) $1/g_u + g_r A/v g_u < A/m$ これは $1 + g_r A/v < g_u A/m$ すなわち $m + g_r m/v A < g_u A$ よって $m/A + g_r m/v < g_u$ これは $g_u > g_r m/v + m/(u+f)$ 式33である。
- 29) 式39-式37>式38より, $s_p(u+f)/v - 1 > g_r(u+f)/v$ これは $g_r(u+f)/v < s_p(u+f)/v - 1$ よって $g_r < s_p - v/(u+f)$ 式40これは式27と同じである。
- 30) 式26>式25-式24より, $(u+f)/v > g_r(u+f)/s_p v - 1/s_p$ ($u+f=A$ より), $g_r A/s_p v < A/v + 1/s_p$ よって $g_r < s_p + v/A$ これは $g_r < s_p + v/(u+f)$ 式49である。
- 31) 式32>式31-式30より, $-(u+f)/m > -g_r(u+f)/v g_u + 1/g_u$ ($u+f=A$ より), $A/m > g_r A/v g_u - 1/g_u$ すなわち $g_u A/m > g_r A/v - 1$ よって $g_u A > g_r A m/v - m$ これは $g_u > g_r m/v - m/(u+f)$ 式50である。
- 32) 式39+式37>式38より, $s_p(u+f)/v + 1 > g_r(u+f)/v$ これは $s_p + v/(u+f) > g_r$ これは式53であり, 式49/52と同じである。

主な参考文献

- Lavoie, M. (1992), *Foundations of Post-Keynesian Economic Analysis*, Aldershot, E. Elger.
- Lavoie, M. (1995), The Kaleckian model of growth and distribution and Its neo-Recardian and neo-Marxian critiques, in *Cambridge Journal of Economics*, 1995, 19.
- Marglin, S. & Bhaduri, A. (1990), Profit squeeze and keynesian theory, in Marglin, S. & Schor, J. (eds. 1990) *The Golden Age of Capitalism*, Oxford: Clarendon Press. (邦訳: 磯谷明徳, 植村博恭, 海老塚明監訳 (1993) 「利潤圧縮とケインジアン理論」, 『資本主義の黄金時代』所収, 東洋経済。)

- Marx, K. (1867 (I), 1885 (II), 1894 (III)), *Das Kapital* B, I-III, Dietz Verlag. (資本論翻訳委員会訳 (1982-89)『資本論①-③』新日本出版社。)
- Rowthorn, B. (1981) Demand, real wage and economic growth, in *Thames Papers in Political Economy*, Autumn, 1-39. Reprinted in Sawyer, M. (ed.), *Post-Keynesian Economics*, Aldershot, Edward Elger. (邦訳：横川信治，野口真，植村博恭訳 (1994)「需要，実質賃金，経済成長」，『構造変化と資本主義経済の調整』所収，学文社。)
- 河村健吉 (2004)「年金改革をどう見るか 政府案の成立過程と問題点」『経済』2004年3月号 (No. 102)，新日本出版社。
- 後藤道夫 (1997)「新福祉国家論序説」渡辺治，後藤道夫編『講座現代日本4 日本社会の対抗と構想』所収，大月書店。
- 後藤道夫，暉峻衆三，進藤兵，渡辺治 (2002)「戦後開発主義国家 その形成・展開・解体 (座談会)」『ポリテイク』05巻所収，旬報社。
- 後藤道夫 (2002)「開発主義国家体制」『ポリテイク』05巻所収，旬報社。
- 関野満夫 (2004)「日本の財政危機と財政構造の転換」『ポリテイク』07巻所収，旬報社。
- 行方久生，二宮厚美，後藤道夫 (2003)「変革への地域・自治体からの発信」(座談会)『ポリテイク』05巻所収，旬報社。
- 二宮厚美 (1996)「21世紀福祉戦略と保育制度改革問題」『賃金と社会保障』96年11月下旬 (No. 1190)号，労働旬報社。
- 二宮厚美 (1997)「現代日本の企業社会と福祉国家の対抗」渡辺治，後藤道夫編『講座現代日本4 日本社会の対抗と構想』所収，大月書店。
- 二宮厚美 (2002)『日本経済の危機と新福祉国家への道』新日本出版社。
- 二宮厚美 (2004)「日本経済の構造転換と構造改革」『ポリテイク』07巻所収，旬報社。
- 二宮厚美・横山寿一 (2004)「日本の社会保障の再構築をどう構想するか」『経済』2004年1月号 (No. 100)，新日本出版社。
- 渡辺治 (1997)「帝国主義的改革と対抗の戦略」渡辺治，後藤道夫編『講座現代日本4 日本社会の対抗と構想』所収，大月書店。